

総務

一般会計予算中、参議院議員選挙費

〔質問〕支所再編に伴う、選挙管理委員会の分室の廃止により、各支所での期日前投票事務に従事する職員が不足するため、人材派遣会社からの派遣社員でカバーすることだが、具体的にどのようにするのか。

〔答弁〕投票事務の責任者など重要なポジションには職員を配置するが、投票用紙の交付や案内などについては、人材派遣会社からの派遣社員に任せることになる。

文教福祉

佐賀市青少年センター条例

〔質問〕県警少年サポートセンターを初めとする支援機関とは、どのような連携をとるのか。また、この連携により新たな人員配置が必要となるのか。

〔答弁〕県警少年サポートセンターやNPOスチューデント・サポート・フェイスでは、困難を有する青少年の立ち直り支援のために、さまざまな事業を行っている。市としては、これらの事業を青少年センターの会議室等で行っていただくよう働きかけ

〔質問〕今後、派遣社員の数をふやして、職員の動員数を減らす考えはないのか。

〔答弁〕今回、初めての派遣社員活用となる。その結果、問題がなければ、今後の選挙でさらに活用を図ることも考えられる。

しかし、過去の選挙でのミスを教訓に、可能な限り職員で対応すべきとの声もあることから、今後十分に検討していきたく



常任委員会

ながら、状況に応じて、困難を有する青少年に立ち直り支援を行っている機関等を案内するなどの連携を図っていきたく。また、現在、3名の専任補導員で子どもの電話相談等を受けているが、困難を有する青少年の相談支援のために、新たに1名の専任相談支援員を配置したい。

一般会計予算中、福祉協力員等設置推進事業

〔質問〕平成32年度までに2,000人を目標に福祉協力員等を配置したいとのことだが、各校区の実情に合わせて進めていく

い。

〔意見〕これでミスが起これると、支所の再編が原因だったと思われるも仕方がない。よって、過去にミスが起これた経験も踏まえて、絶対に混乱が起きないようにしっかりとやっていただきたい。

同議案中、定住促進事業

〔質問〕住宅取得費の補助制度の存在を知っていないながら、その詳細を知らなかったために、申請できなくなったという事例を聞いている。制度の詳細を不動産業者等に周知していれば、そこから対象者が助言

と目標達成は難しいのではないか。統一した方法で、全ての校区で進めたほうがよいのではないか。

〔答弁〕現在活動している8校区を見ても、見守りだけの校区もあれば、ちよこつとボランティアを含めた福祉協力員という制度で取り組んでいる校区もある。各校区にはさまざまな事情があり、義務化するのには難しい。このため全ての校区で、遠目からの見守りなど、できる人ができる範囲のことをするという最低限のレベルを無理なく行ってほしい。

を受け、補助の申請ができたのではないか。

〔答弁〕今後は、市民のみなさんにわかりやすく、広く周知していきたく。

〔質問〕住民票を移した後でも一定期間は補助の申請ができるよう、柔軟にルールを変更するべきではないか。

〔答弁〕市民の方からもいろいろと意見をいただいているため、改善する方向で考えるが、補助金を支出する側としては、補助金の支出手続きについてのルールもあるため、しばらく状況を見させていきたい。

〔審査結果〕すべての議案について、原案を可決すべきものと決定。

国保税引き上げに関する条例・予算、及びそれに反対する請願

〔意見〕今回の税率と税額の改正は低所得者への配慮が一定程度なされており、また、一般会計からも財源が積み込まれている。受益者負担の考えから、条例改正はやむをえないものと判断する。

〔審査結果〕議案については、原案を可決すべきものと、請願については不採択とすべきものと決定。



経済産業

一般会計予算中、バルーンミュージアム事業及び佐賀バルーンミュージアム条例

〔質問〕バルーンミュージアム整備について、2年前に本委員会でも附帯決議しているが、これまでどのような検討をしてきたのか。

〔答弁〕ミュージアムの基本設計を行う際にワークショップ等を開催し、どういったものが必要か検討してきた。また、現地でバルーンの試験係留を実施し、近所のマン

ションや幼稚園から意見を伺うなどしてきた。

〔質問〕有料観覧スペースの開館を17時までとしているが、観光客向けにはそれではないかもしれないが、市民向けには仕事が終わった後でも行けるような時間の設定をしないと施設設置の目的が果たせるか疑問に思うが。

〔答弁〕開館時間については、今後規則で定めていくことになるが、基本的には10時から17時までと考えている。ただし、オープンからしばらくの間はこれを延長したい。また、これとは別にイベントやバルーン期

間については、ツアー客の状況等をみながら柔軟に開館時間を運用したい。

自動車運送事業会計予算中、建物構築物改良費

〔質問〕庁舎は建築して何年経過しているのか。

〔答弁〕昭和40年代初めの建築であるため、約50年が経過している。

〔質問〕耐震性の問題はないのか。

〔答弁〕耐震診断が義務づけられている特定建築物ではないので耐震診断は実施していない。

〔質問〕庁舎の建てかえを検討したことはないのか。

〔答弁〕経営計画を作成する際にも、庁舎の建てかえを今後の検討課題としていたが、費用の問題もあり、これまで具体的な検討はしていないが、検討をする時期にきている。

〔審査結果〕すべての議案について、原案を可決すべきものと決定。自動車運送事業会計予算の建物構築物改良費について「早急に庁舎の建てかえを検討すること」などとした附帯決議案を全会一致で可決。

建設環境

下水道事業会計予算中、下水浄化センターエネルギー創出事業

〔経過〕議案審査の中で、複数の委員より、総事業費約48億円の投資効果について、具体的な数字を含めた説明を求めたが、十分な答弁を得ることができなかったため、議案審査を一時中断し、改めて整理を行った上で資料提出と説明を求めた。

〔質問〕投資効果に民間企業の藻類販売額7億2,000万円も含んでいるが、この金額を投資効果に含めることは妥当なのか。

常任委員会

〔答弁〕産業の育成は、誘致した企業の発展により市全体への効果につながると考えている。また、一般的な公共事業は、民間企業の売り上げ等も含めた費用対効果で計算を行っており、今回も市全体に対する事業の影響効果を示している。

〔質問〕現在の計画では、総事業費のうち6億8,000万円を新たな発電機の整備に充てるとのことだが、電気使用料の削減効果が年間1,305万円であり、費用の回収には約50年を要する一方、発電機の耐用年数はそれよりも短い。投資効果としては疑問があるが、どう考えているのか。

〔答弁〕設置目的は、電気使用料の削減だけでなく、公共下水道事業として、下水処理時の環境への影響なども考慮している。

〔意見〕発電量に対する費用対効果だけではなく、総合的に考えた上での国からの交付金事業と考えれば理解できる。実施設計において精査を行い、段階的に場内電力自給率100%を目指していくべきである。

〔審査結果〕全ての議案について、原案を可決すべきものと決定。下水浄化センターエネルギー創出事業について、「投資効果に関してより明確な数値を示し、事業の有効性を引き出すような設計を行うこと」

「場内電力自給率の向上において、整備による効果を最大限に引き出し、さらに、自給率100%という目標にとらわれずに、自給率向上に向けた取り組みに努めること」「下水道革新的技術実証事業と密接に関連することから、双方の事業について進捗状況等を適宜本委員会へ報告すること」とした附帯決議案を全会一致で可決。



「少年スポーツのあり方」に関する決議

スポーツは、市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で、必要不可欠のものであり、市民は各々の関心に応じてスポーツに親しんでいる。

その中でも、少年期はスポーツと関わる習慣を身につけ、将来にわたってスポーツに親しむ素地をつくる大事な時期である。

佐賀市では全国に先駆けて、平成18年に「少年スポーツ指導者教本」を作成し、指導者等に対し、少年期の望ましいスポーツ活動に関する啓発が行われてきた。

しかしながら、依然として少年スポーツの過熱化が続いていることから、本市議会において、平成26年「指導者育成事業」に対する「附帯決議」を行い、この問題の是正を求めたところである。

このことから、今般、佐賀市では「佐賀市少年スポーツのあり方検討委員会」の提言を契機に、「少年スポーツのあり方についての取組方針」を決定し、少年スポーツの意義について広く関係者や市民に理解を求め、平成28年度から社会体育関係団体等や学校と連携を図りながら、この方針を具体化する取り組みを進めることとした。

しかしながら、提言の公表や取組方針が決定されて以降、市民やスポーツ団体等からは様々な意見が出されるとともに、市議会においても、特に、学校体育施設の利用制限について、社会体育関係団体等への説明のあり方や周知不足の指摘、練習不足による競技力低下の懸念などについて、多くの議論が交わされたところである。

よって、取組方針の実行にあたっては、平成26年の本市議会の「附帯決議」の趣旨を踏まえ、主に下記事項について強く求める。

記

- 1 協会、連盟等の競技団体への周知徹底を図ること。
- 2 少年スポーツ指導者へのさらなる周知徹底を図るとともに、意見聴取に努めること。
- 3 学校体育施設以外の施設利用制限についても検討すること。
- 4 学校体育施設の利用団体間の調整を図り、不公平感への配慮をすること。

以上、決議する。

平成28年3月23日

佐賀市議会

佐賀市教育長 宛

議会からの意見にどう対処するの？

～議会の附帯決議に対して、市長から処理方針等が示されました～



平成26年度決算議案に関する議会からの附帯決議に対して、2月15日、市長から対処方針等の報告がありました。

附帯決議とは、市長（執行機関）から提案された予算や条例などの議案に対して、その執行に当たった際の議会としての要望や意見等をあらわすものです。

法的な拘束力はありませんが、市長は、この要望や意見等を尊重する政治的・道義的な責任を負います。

対処方針等の報告内容につきましては、ホームページの「市議会からのお知らせ」（2月15日掲載）をご覧ください。

<http://sagashi-gikai.gijiroku.com/>